令和７年度　筑西市こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

こども誰でも通園制度とは？
普段、保育所等に通っていないお子さんを月 10 時間を限度に保育所等でお預りをして、集団生活を通じてお子さんの成長を促す制度です。

◎どんなときに利用できるの？
- 同年代のお子さん同士で遊ばせたい！
- 同年代のお子さんとの関わりの様子を知りたい！
- 保育士さんにお子さんの気になる行動を相談したい！
- 保育園や幼稚園入園前に園生活に慣れさせたい！など

※保護者の就労等の要件を問いません✨

◎だれが通えるの？（①～③すべてに該当するお子さん）
① 筑西市民
② ０歳６か月～３歳の誕生月まで
③ 保育所・認定こども園等に在籍していないこと

◎実施期間：令和８年３月３１日まで

◎利用可能時間：こども１人につき　**月１０時間まで**

◎利用料金：**１時間　300 円**
※（裏面）減免対象世帯は、減免が受けられます。
給食やおやつがある場合には、別途実費負担がかかります。

～利用申請の流れ ～

市役所（こども課）へ手続きに行く！

市役所（こども課）へ来庁し、申請書・同意書を記入する。
⇒利用チケットを窓口で受け取る。
※減免要件に該当する方は裏面をご確認ください。

※（裏面）筑西市こども誰でも通園制度事業実施施設一覧を確認のうえ、対象保育施設へ電話等で、利用日などの相談をする。

事前に利用施設で面談を行い、利用申請書類等を記入し、利用予約日の確認をする。

利用日当日、お子さんを連れて、施設へ行く！（**利用チケット持参**のうえ、**利用料等の支払い**をしてください。）

筑西市こども誰でも通園制度事業実施施設一覧

	施設名	電話番号	住所	利用種類	利用方法	開設曜日	開設時間	受入年齢	給食	おやつ	障がい児	親子登園
1	（認）せきじょう	37-3320	黒子216-7	定期	2時間/日×月5回	火・金	10時～15時	6か月～2歳	200円	50円	受入可	不可

☆事業実施施設は、順次更新する予定です☆

※　令和７年４月　現在

筑西市こども誰でも通園制度減免対象世帯の要件

下記世帯に該当する場合は、該当する世帯の提出書類をこども課へ提出してください。

	減免対象世帯	利用料	こども課への提出書類
ア	生活保護受給世帯	無料/1時間	生活保護受給者証
イ	非課税世帯	60円/1時間	非課税証明書（同一世帯全員分）※1※2
ウ	同一世帯の市町村民税所得割合算額の合計が77,101円未満の世帯	90円/1時間	課税証明書（同一世帯全員分）※1※2※3
エ	その他市長が必要と認めた世帯	150円/1時間	市長が求める書類

※1　令和６年度分（令和５年中の所得）【４月～８月利用まで】
　　令和７年度分（令和６年中の所得）【９月～３月利用まで】
※2　令和６年１月１日時点で筑西市に住民票がない世帯で、該当となる場合には、前住所地で所得証明書または非課税証明書を取っていただく必要があります。
※3　所得割は、税額控除前所得割額が対象です。【税額控除（住宅借入金等特別控除・寄附金控除等）の適用は受けられません。】

★問い合わせ★
筑西市こども部こども課保育係
住所：筑西市丙 360 番地
TEL　：0296-24-2104